

農村第865号
平成28年12月21日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県農政部農村振興課長



農地法施行規則第30条第4号及び第57条の2第2項第1号に規定される
「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力があることを証する
書面（「資金証明書）」の提出に関する依頼について

平成28年9月12日付け農村第628号「農地転用許可申請における添付書類の取扱いの見直しについて」により、農地転用許可申請書を提出する場合には、原則として、すべての申請に資金証明書の添付を求めることとした旨をお知らせするとともに、申請者へ説明にご配慮をお願いしたところです。

つきましては、資金証明書の考え方を下記のとおり整理しましたので、ご了知のうえ、申請者への説明と円滑な事務処理にご配慮いただきますようお願いします。

また、質疑応答を別添のとおりまとめましたので参考にしてください。

記

資金証明書となる書面について

- (1) 金融機関が発行する残高証明書
- (2) 融資（見込）証明書、金融機関等が受け付けた融資申込書の写し
- (3) 預金通帳の写し
- (4) 借用書、金銭消費貸借契約書
親族・知人等から贈与や融資を受ける場合は、(4)に加え、その親族等の(1)から(3)のいずれかの書面を併せて提出する必要があります。

担当所属	農村振興課農地利用調整係		
担当係長	松井	担当者	田島
電話番号	058-272-1111 内線2667		

農地法施行規則第30条第4号及び第57条の2第2項第1号に規定される「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資金があることを証する書面（「資金証明書」）」に関する質疑応答

1. 農地法施行規則第30条第4号に規定する「資力及び信用があることを証する書面」（以下「資金証明書」と言う。）について、どのような場合に提出する必要があるか。

事業計画を達成するために資金が必要であるときは、すべての申請に資金証明書を添付する必要があります。

ただし、申請地が、すでに農地以外の目的に供されているときは、始末書（顛末書、経緯書、報告書等名称は問いません。）を添付し、申請地における建築物、土地の現況等の状況、現況のようになった時期、関係者を具体的に記載することで資金証明書の代わりとします。

なお、申請地が農地以外となっても、申請に係る事業計画を達成するために資金が必要であるときは、当該事業計画の達成に必要な範囲で資金証明書を提出してください。

※ 申請書の「資金調達についての計画」欄について、今後、転用事業に必要なすべての費用に関し、土地購入費、造成費及び建築費等に区分して、㎡当たり単価及び必要経費を記載してください。

すでに支出した費用があるときは、当該費用、支出済額を区分して、具体的に記載してください。

2. 金融機関から融資を受ける場合、融資証明書以外で資金証明書として認められる書類はどのようなものが考えられるか。

また、「金融機関等が受け付けた融資申込書の写し」は何を想定しているのか。

他の書類として、以下の例のような、金融機関が融資手続の過程で交付する融資の金額、融資の見込みを示した書類を提出してください。

- 例)
- ・ 融資決定通知書
 - ・ 融資見込証明書
 - ・ 融資審査完了通知書
 - ・ 事前審査（仮審査）の結果通知書
 - ・ 融資見込額通知書

資金証明書によって証明する額は、事業計画を達成するために必要な資金の額を上回っている必要があります。

金融機関において、「農地法の許可がされること」を条件に融資可能であることを証明する書類が発行されることがあります。取引される金融機関の対応を確認してください。

「金融機関等が受け付けた融資申込書の写し」は、自己用住宅建築のために、住宅金融支援機構を活用するために提出した融資申込について、金融機関が受け付けをしている場合等を想定しており、その場合には、申込書の写しを資金証明書に代えることができるとするものです。

3. 預金残高証明書、融資証明書を資金証明書として提出する場合、原本を提出する必要があるか。

原本を提出してください。ただし、農業委員会で原本を確認されたときは原本を返還します。

※ 原本を確認したときは、確認日、確認した職員の職・氏名を資金証明書の写しの余白に記録してください。

4. 資金証明書の発効日について、有効期間の定めはあるか。

農地法等法令には有効期間の定めはありません。

県においても有効期間を定めていませんが、申請前概ね3ヶ月以内（証明の内容が証明の日現在であること。）に発行された書類を提出してください。

代理申請や申請者の利便性に配慮して申請の3ヶ月前までに発行されたものでもよいこととしていますが、申請直前の記録であることが本来望ましいため、特に理由がない場合、申請前3ヶ月以内のものを提出してください。

5. 預貯金通帳の写しは、どの頁を複写すればよいか。
最終取引記録以外の記載を黒塗り等により削除してもよいか。

下記が確認できる頁の写しを提出する必要があります。

下記以外の記載内容に黒塗りすることは差し支えありません。

【金融機関名、当該金融機関の支店等の名称、申請者の氏名・法人名、
最終取引に係る出入金日・記帳日・残高】

6. 預貯金通帳の写しの取引記録について、申請前3ヶ月以内の出入金の記載がないときはどのように対応すればよいか。

申請前の最終取引を記帳し、預貯金通帳の写しの最終取引が記帳された頁の余白に最終取引である旨を記載してください。

7. 預貯金通帳の写しを添付する場合、通帳の表紙（申請人の名前）と最終残高のページが同一人物のものであると判断できるのか。

提出された預貯金通帳の写しでは申請者本人の通帳残高だと確認できないときは、通帳原本の提示を求める等、追加の調査のため協力をお願いすることがあります。

※ 原本を確認したときは、確認日、確認した職員の職・氏名を預貯金通帳の写しの余白に記録してください。

8. 預貯金通帳の写しには申請者による原本証明は必要か。

原本証明は必要ありません。

9. 転用事業費が低額の場合でも資金証明書を提出する必要があるか。
事業額が10万円以下の低額の場合でも資金証明書を提出する必要があるか。

事業計画を達成するために資金が必要であるときは、すべて提出する必要があります。

10. 事業計画の資金計画の適否を判断するために見積書等を提出する必要があるか。

見積書を提出する必要はありません。ただし、資金計画の信憑性が判断できないときは、資金計画の内容を確認できる書類の提出を求めることがあります。

11. きわめて短時間、かつ申請者個人の労力のみで転用事業を完了できる場合や、自社の工事車両、工作機械等を使用するだけで、それ以外の費用が生じないことが明らかである場合、資金証明書を提出しなければならないか。

費用が発生しないことが明確な場合、資金証明書を提出する必要はありませんが、資金を必要としない旨、必要としない理由を資金調達についての計画欄にしっかり記載してください。

12. 登記費用について、資金証明等が必要か。

登記費用については資金証明書を提出する必要はありません。

13. 金銭消費貸借契約書は資金証明書として認められるか。

資金証明書として認められます。ただし、貸人の資力を証する書類として、貸人における預金残高証明書、預貯金通帳の写し等の資金証明書が別途必要となります。

14. 親族から贈与又は貸付を受ける場合、契約を締結し当該契約書の写しを提出する必要があるか。

その場合、戸籍の全部事項証明書または住民票の写し等親族関係を証明する書類は必要か。

契約までは求めませんが、贈与又は貸付が行われることを証明する書類を提出する必要があります。

- 例) ・貸人、借人、契約等の年月日が確認できる借用書
・贈与者、受遺者、贈与の年月日、贈与する旨を記載した書類

※ 申請者と親族との契約までは求めませんが、すでに金銭消費貸借契約書を締結しているときは、当該契約書を提出してください。

さらに、上記に加えて、資金援助を行う親族における預金残高証明書、預貯金通帳の写し等の資金証明書が必要になります。

親族関係を証明する戸籍等の書類について、親族関係が証明されないと資金計画の信憑性を判断できない場合は提出を求めることがあります。

15. 国、地方公共団体、公的機関等から補助を受ける場合、どのような書類を提出させればよいか。

補助金交付決定通知書、補助金の内示通知書等を提出してください。

16. 競売で農地を取得しようとし、入札価格を支払い済みのときは、どのような書類を提出すればよいか。

農地の購入費については、「売却代金等納付書」等代金を支出済みであることを証明できる書類の写しを提出してください。

17. 公社等公的機関が申請人の場合、どのような書類を提出させればよいか。

委託者との受託契約書の写し及び都市計画法第 20 条第 1 項の告示の写し、道路法第 18 条第 1 項の告示の写し等又は当該委託者における予算措置を証する書面を添付してください。

18. 土地収用事業等による補償費等を資金とする場合はどのような書類を提出すればよいか。

公共事業を行う者と申請者の方との土地等の売買契約書、補償契約書、協定書等、補償の金額とその支払い時期が確認できる書類を提出してください。